平成29年3月13日　日刊産業新聞

バーゼル法・廃掃法　改正案を閣議決定

特定有害廃棄物　規制強化へ

鉛などを含む特定有害廃棄物の輸出入を規制するバーゼル法の改正案が10日閣議決定された。使用済み鉛蓄電池（廃バッテリー）や雑品スクラップの輸出に関して規制を強化する一方、廃電子基板の輸入は手続きを簡素化する内容。雑品スクラップなどの適正保管の義務付けなどを盛り込んだ廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の改正案も、同日閣議決定された。いずれも会期中の国会に提出される。

経済産業省と環境省は「輸出の適正化と輸入の緩和」（経産省担当者）を目的に、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の改正案を取りまとめた。輸出に関する重要な改正点の一つが規制対象物の範囲の明確化だ。

同法は規制対象を品目でなく、鉛やカドミウムなどをどれだけ含有するかで判断する。

その場合、使用済み電気電子機器などが混在する雑品スクラップは規制対象になるのか判断がつきにくく、不適正輸出が疑われても取り締まりにくかった。

改正後は省令で対象品目を明確にし、雑品も規制対象に該当するか判断しやすくする。

また、同法対象外で輸出したものが相手国で対象とされ、シップバックされる事例も増加している。例えば香港向けの使用済み液晶パネルなど相手国が特定有害廃棄物とするものは規制対象にし、同法に乗っ取った手続きを義務付ける。廃バッテリーは、輸出承認の要件に輸出先での適正処理を環境大臣が確認することを盛り込む。

輸入では、金属汚泥や電気炉ダストを除く有害性の低い廃電子基板を製錬メーカーなどがリサイクル目的で輸入する際の手続きを簡素化。手続き期間が短縮すれば欧州企業などとの競争力が高まり、有用金属資源の確保に寄与するとみている。

経産省は改正により廃電子基板の輸入量が最大で年間13万㌧程度増え、非鉄製錬の売上高を全体で約1000億円押し上げる効果があると試算する。

バーゼル法と同時に廃掃法も改正し、国内における特定有害廃棄物の管理も強化する。

雑品スクラップヤードで、都道府県知事への届け出を義務付けたり、処理基準に違反があった場合の措置の追加などを盛り込む。